

小型家電機器の収集・有害ごみの分別収集を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

小型家電機器の収集 ※事業所のごみは排出不可

日時 11月15日(日) 午前9時から11時 場所 保健センター前駐車場・神泉総合支所駐車場

主な回収できるもの 固定電話、携帯電話、ファックス、炊飯器、電子レンジ、扇風機、ストーブ、ビデオデッキ、ラジオ、パソコンおよび周辺機器(モニター・プリンター)、掃除機、ゲーム機、電動ミシン等

回収できないもの 家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機)、小型家電リサイクル法の対象品目でないもの、布や木製部分が含まれるもの(こたつ、音響機器、電子カーペット)、電池・バッテリー・レーザープリンターのトナー

○注意事項

- ・電池は取り出して、有害ごみとして排出してください。
- ・携帯電話やパソコン内の個人情報、自己責任で事前に消去してください。

有害ごみの分別収集 ※事業所のごみは排出不可

日時 11月25日(水)午前7時から9時 場所 下の表の通り

排出できるもの 電球型蛍光灯ランプを含む蛍光管(電球は除く)、体温計(水銀入り)、血圧計(水銀入り)、乾電池

○注意事項

- ・袋や箱に入れたままで排出しないでください。
- ・電球や割れた蛍光管は、危険防止のため新聞紙等で包み、不燃ごみの日に排出してください。
- ・充電式電池は排出できません。

行政区	収集場所
新宿	寄島公民館
池田	泉徳寺前
二ノ宮	青柳駐在所東
新里	多目的集会所
前組	徳万屋北
中新里	中新里集落センター
小浜	小浜集会所(小松神社)
貫井	観音堂
植竹	日枝神社西側ごみ収集所
肥土	中肥土集会所
関口	池上神社境内
四軒在家	万日堂

行政区	収集場所
元阿保	旧公会堂
八日市	八日市集会所
原新田	原新田集会所
熊野堂	三原集会所
元原	元原集会所
渡瀬本町	戒蔵寺入り口ごみ収集所
渡瀬仲町	渡瀬コミュニティ集会所
渡瀬上町	木宮神社境内
下阿久原	ステラ神泉
上阿久原	
矢納	矢納センター

町営中居住宅入居者募集

問合せ 地域総務課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

募集戸数 2階1戸 所在地 下阿久原1055-1

住宅使用料 月額45,000円(他に共益費3,000円)

※18歳以下のお子さんを養育中の場合は最大2万円の減免措置有

敷金 月額使用料の3か月分

入居資格 ①現に同居または同居しようとする親族があること

②入居しようとする世帯全員の合計所得月額が15万8千円以上48万7千円以下であること

③町税などを完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと

④暴力団員でないこと

※単身者の方でも条件により入居可能です。詳細はお問合せください。

申込方法 入居申込書に必要書類を添付し、地域総務課へ提出

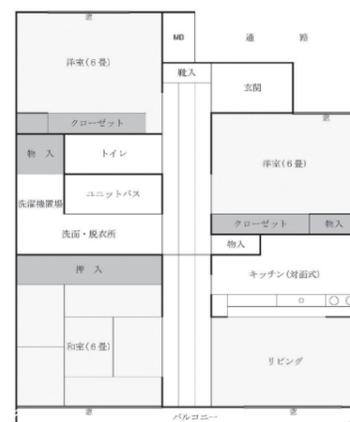
※申込多数の場合は抽選で入居者を決定します。

募集期間・入居時期 随時 ※平日は室内見学も受け付けています。

(午前9時から午後4時まで)



外観



間取り図(一例)→

神川町緊急通報システム事業のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、ひとり暮らしの高齢者等を支援するため「緊急通報システム事業」を行っています。

身体の具合が悪い時や発作などの緊急時に、緊急ボタンを押すと緊急通報センターにつながり救急車の手配などをします。また、電話により月に1回「お元気ですか？」の安否確認を行います。

対象者

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
 - ・常時臥床状態の方と65歳以上の方とで構成される世帯の方
 - ・重度障害者と65歳以上の方とで構成される世帯の方
 - ・緊急時に適切な対応が困難な方と65歳以上の方とで構成される世帯の方
- ※同一敷地や隣接敷地に親族のいる方、社会福祉施設に居住する方は対象外です



緊急通報システム

費用

・機器使用に係る電気代、電話の回線使用料、電話の通話料(設置費はかかりません)

※ご自宅の電話回線によっては、緊急通報の機器が利用できない場合があります。

高齢者外出支援タクシー利用料金補助制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、日常生活で必要とされる病院、買物、公共施設、銀行等の利用の外出の際に、タクシー利用料金の一部を補助する制度を設けています。ご希望の方はぜひご利用ください。

対象者

- ・次のいずれにも該当する方
- ・運転免許証をお持ちでない65歳以上の方
- ・施設入所されていない方
- ・福祉タクシー制度をご利用でない方
- ・町税等の未納がない方

補助内容

- ・1枚あたり700円の利用券を年度最大48枚交付(申請月により1月あたり4枚の割合で交付します)
- ・1回の利用で最大4枚(2,800円分)使用可能

注意事項

- ・利用には事前に申請が必要です
- ・町と協定を結んでいる事業者でのみ利用できます
- ・乗車賃以上の利用券の使用はできません
- ・利用券は再交付できません
- ・利用する際は、登録者証の提示が必要です
- ・登録者証および利用券の譲渡は禁止です
- ・年度途中での資格変更等の場合は、手続きが必要です

申請に必要なもの

- ・利用者本人の顔写真(利用者本人が来庁する場合は、その場で撮影するため不要)
- ・印鑑
- ・本人確認書類(保険証、運転経歴証等)

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

問合せ:埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-2907

県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

●相談窓口

【よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)※毎日24時間対応】

18歳以下の子供用(無料): #7300 又は 0120-86-3192

保護者用:048-556-0874

Eメール相談:soudan@spec.ed.jp FAX相談:0120-81-3192

※Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日の午前9時から午後5時に行っています。